

クランク軸の表面検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 K 編
(日本籍船舶用)

改正事項

クランク軸の表面検査に関する事項

改正理由

クランク軸の表面検査における欠陥寸法の判定基準に関する規定については、昭和49年に制定されて以来、大幅な改正もなく今日に至っている。この間、製造所におけるクランク軸の品質管理は向上しており、表面欠陥の許容寸法を現状の品質レベルに合わせて見直す必要がある。

今般、クランク軸の表面検査に関する規定を改めた。

改正内容

- (1) 附属書 K5.1.9(2)により分類される A 級及び B 級の鍛鋼製クランク軸について、表面検査における許容欠陥寸法を改めた。
- (2) 鍛鋼製クランク軸の表面検査の区分について、現在製造されていない全組立形のクランク軸を削除した。